

意見検討結果一覧表

（案名：「岩手県酪農・肉用牛生産近代化計画」（素案） についての意見募集）

番号	区 分	意 見	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	I 酪農及び 肉用牛生産の 近代化に関する方針 (本文 P3)	アカバネ病予防接種や家畜衛生推進協議会のワクチン補助について、構成する団体の事情により地域によって様々な問題を抱えているようだ。会議には家保の職員も参加しているが、これまで以上の支援を望む。	<p>県では、農場巡回や研修会を通じて、家畜衛生推進協議会が行うワクチン接種事業等を普及・啓発しています。</p> <p>今後も、家畜衛生推進協議会の構成団体である市町村や農業協同組合等から意見を伺い、その内容を踏まえて地域の課題や要望を把握し、県として可能な支援を検討していきます。</p>	D（参考）
2	I 酪農及び 肉用牛生産の 近代化に関する方針 (本文 P3)	GAPや農場HACCPの認証について、岩手は酪農・肉用牛生産ともに岩手牧場・農業大学校の公的機関、民間は遠野牧場のみの取得である。前沢牛や岩泉ヨーグルトというブランドを有していながら、それらの生産に寄与している農場に認証がないのは勿体無いと感じる。構築に向けた職員の派遣はもちろんだが、県独自で認証を目指すあるいは取得した農場への経済的支援を望む。	<p>県では、GAPや農場HACCPの認証取得等の取組を促進するため、GAP指導員資格を有する職員等による指導や、研修会の開催、GAP認証審査取得費用の補助を行っています。</p> <p>今後も、県内農場におけるGAPや農場HACCPの認証取得の拡大に向け、職員による指導等を通じ、農場への支援を行っていきます。</p>	D（参考）

番号	区 分	意 見	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
3	IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項 (本文 P11～12)	<p>令和3年の計画にはあった「規模拡大は困難だが経営規模を維持するための取組」の項目が、令和7年の計画ではなくなっている。令和7年の計画では生産性の向上（P2）にまとめられたのではないかと思うが、「規模拡大は困難だが経営規模を維持するための取組」の文言を残した方が良いのではないか。</p> <p>※ 現行計画（令和3年3月策定）の項目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項</p> <p>1 乳牛</p> <p>(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置</p> <p>ア 規模拡大のための取組</p> <p><u>イ 規模拡大は困難だが経営規模を維持するための取組</u></p> </div>	<p>県計画は、国の「酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領」に沿って策定するものであり、新たな県計画案については、令和7年7月に改正された要領に沿った内容としています。</p> <p>このため、新たな計画案では、国の改正要領に基づき、「IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項」において、「規模拡大は困難だが経営規模を維持するための取組」を項目としては位置付けていません。</p> <p>新たな計画案では、「I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針」において、分娩間隔短縮や乳量向上の取組支援、子牛事故率低減の取組支援など、現行計画（令和3年3月）と同様の取組を盛り込んでいます。</p>	C（趣旨同一）
4	V 飼料の自給度の向上に関する事項 (本文 P13)	<p>獣害に対する対応策が1行で終わっており、重要課題として伝わらない。</p> <p>クマ等の獣害は全県的な深刻な問題となり、個人的な対応策では限界がきており、地域全体の対応を考える必要がある。</p> <p>具体的にどうするかという答えがないと思うが、重要課題として取り組むという提案は必要でないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、鳥獣緩衝帯整備など地域ぐるみで取り組む被害防止活動の支援を追記しました。</p>	A（全部反映）

番号	区 分	意 見	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況																																											
5	V 飼料の自給度の向上に関する事項 (本文 P13)	<p>V-2-(1)に作付面積の拡大とあるが、V-1の作付面積等の目標では、作付面積は増えていない。規模を拡大するということか。</p> <table border="1" data-bbox="510 341 1249 624"> <tr> <td colspan="4">V 飼料の自給度の向上に関する事項</td> </tr> <tr> <td colspan="4">1 飼料作物の作付面積等の目標</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>現在（令和5年度）</td> <td>目標（令和12年度）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">飼料作物の作付面積</td> <td>47,000 ha</td> <td>47,000 ha</td> </tr> <tr> <td colspan="2">飼料の生産量</td> <td>144,844TDN トン</td> <td>161,216TDN トン</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">飼料自給率</td> <td>乳牛</td> <td>47.7 %</td> <td>51.6 %</td> </tr> <tr> <td>肉用牛</td> <td>45.0 %</td> <td>45.6 %</td> </tr> <tr> <td colspan="4">2 具体的措置</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(1) 作付面積の拡大</td> </tr> </table>	V 飼料の自給度の向上に関する事項				1 飼料作物の作付面積等の目標						現在（令和5年度）	目標（令和12年度）	飼料作物の作付面積		47,000 ha	47,000 ha	飼料の生産量		144,844TDN トン	161,216TDN トン	飼料自給率	乳牛	47.7 %	51.6 %	肉用牛	45.0 %	45.6 %	2 具体的措置				(1) 作付面積の拡大				<p>県内の飼料作物作付面積は、畜産経営体の高齢化、離農等により令和4年度以降、減少しており、令和6年度は45,000haとなっています。</p> <p>このため、新たな計画案では、畜産経営体における草地・飼料畑の造成等を推進することにより作付面積の拡大を図り、令和12年度までに、県全体の作付面積を令和5年度の水準（47,000ha）とすることを目標としています。</p> <p>(参考) (単位：ha)</p> <table border="1" data-bbox="1330 727 1912 826"> <tr> <td></td> <td>R5</td> <td>R6</td> <td>R12 目標</td> </tr> <tr> <td>飼料作物作付面積</td> <td>47,000</td> <td>45,000</td> <td>47,000</td> </tr> </table>		R5	R6	R12 目標	飼料作物作付面積	47,000	45,000	47,000	F（その他）
V 飼料の自給度の向上に関する事項																																															
1 飼料作物の作付面積等の目標																																															
		現在（令和5年度）	目標（令和12年度）																																												
飼料作物の作付面積		47,000 ha	47,000 ha																																												
飼料の生産量		144,844TDN トン	161,216TDN トン																																												
飼料自給率	乳牛	47.7 %	51.6 %																																												
	肉用牛	45.0 %	45.6 %																																												
2 具体的措置																																															
(1) 作付面積の拡大																																															
	R5	R6	R12 目標																																												
飼料作物作付面積	47,000	45,000	47,000																																												
6	VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項 (本文 P15)	<p>国の酪肉近で「集送乳の合理化」についての記載があるのは、生乳に対する生産者補給金並びに集送乳調整金の交付があることから理解できるが、県はどのように関与するのか具体的な記述を求める。</p>	<p>集送乳の合理化については、指定生乳生産者団体が行う集乳施設整備を支援していることから、その旨を追記しました。</p>	A（全部反映）																																											

番号	区 分	意 見	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
7	Ⅷ その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項 (本文 P18)	<p>家畜人工授精師の確保については、県でも講習会を実施し資格取得の支援をしていることは承知している。一方、岩手県農業共済組合が家畜人工授精業務から撤退し、また県内の一部農業協同組合においては家畜人工授精師が確保できずに人工授精業務の休日を設定するなど非常に厳しい状況が続いている。岩手県の畜産、酪農家は広大な県土に点在化しており小規模な農家も数多くあるために、開業している家畜人工授精師を依頼することができない農家もある。</p> <p>以上のことから、県として人材の確保に留まらず、県内すべての畜産酪農家が安心して家畜人工授精業務を依頼できる体制の整備ができる計画の策定をお願いしたい。</p>	<p>本文 18 ページのⅧ-2-(4) 家畜人工授精業務の提供体制の構築において、家畜人工授精業務の在り方について関係団体等と意見交換を行い、地域の実情に合った業務の提供体制の構築を図ることを盛り込んでいます。</p> <p>いただいた御意見も踏まえ、今後も、安定的な家畜人工授精業務が提供されるよう、取り組んでいきます。</p>	C (趣旨同一)
8	Ⅷ その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項 (本文 P19)	<p>3 「いわて短角牛」(日本短角種) の振興</p> <p>この項目の中に、「繁殖経営の安定化を図るため、公共牧場等における牛の管理にドローンなどの導入を図り、省力化を進める」というような内容を盛り込むこともいいのではないかと。</p>	御意見を踏まえ、公共牧場における管理コスト低減の取組の促進を追記しました。	A (全部反映)

番号	区 分	意 見	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
9	Ⅷ その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項（本文 P19）	<p>化製場は持続的畜産を支える不可欠な広域インフラであり、畜産振興と生活環境の両立を前提とした政策課題として位置づける必要がある。</p> <p>花巻市の化製場における悪臭問題が解消されていない現状を踏まえ、化製場を「持続的畜産を支える基盤施設」として明確に位置づけ、施設の将来像、立地のあり方、環境対策の水準について、工程表を伴う方針を示すことを求める。</p>	<p>化製場における臭気対策の取組は、事業者自らが行うものと考えますが、化製場は、畜産振興を図る上で不可欠な施設であることから、県では、臭気の改善に向け、排出事業者等と意見交換を行っています。</p> <p>排出事業者では、密閉式の運搬車による搬入や、夏場における一部原料の焼却施設での処理などに取り組むほか、化製場との意見交換を重ねており、悪臭の改善に向け、化製場での定期的なメンテナンスや施設の修繕などの取組とともに、今後の施設の改修や新築の可能性に関する化製場の意向を確認しているところです。</p> <p>県としては、排出事業者に対し、原料の適切な保管、運搬に加え、化製場の意向を踏まえた施設の改修等に関する意見交換が着実に進むよう促していきます。</p>	D（参考）

番号	区 分	意 見	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
10	VIII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項 (本文 P19)	この度の計画では、家畜排せつ物の記述はあるが、畜産副産物の適正処理について、より具体的な記述がない。畜産振興上、極めて重要な事項と考えられることから、化製場の近隣地区の長年に渡る苦しみを御賢察いただき、畜産副産物の適正処理と現化製場悪臭の抜本的な対策を加えていただくよう、お願いする。	<p>化製場における臭気対策の取組は、事業者自らが行うものと考えますが、化製場は、畜産振興を図る上で不可欠な施設であることから、県では、臭気の改善に向け、排出事業者等と意見交換を行っています。</p> <p>排出事業者では、密閉式の運搬車による搬入や、夏場における一部原料の焼却施設での処理などに取り組むほか、化製場との意見交換を重ねており、悪臭の改善に向け、化製場での定期的なメンテナンスや施設の修繕などの取組とともに、今後の施設の改修や新築の可能性に関する化製場の意向を確認しているところです。</p> <p>県としては、排出事業者に対し、原料の適切な保管、運搬に加え、化製場の意向を踏まえた施設の改修等に関する意見交換が着実に進むよう促していきます。</p>	D（参考）

番号	区 分	意 見	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
11	その他	<p>酪農を営んでいる人が少なくなっており今後増やしていく必要がある。酪農自体の教育と、他県から移住し酪農を営みたい人向けの教育と生活の補助があれば良いと思う。</p>	<p>本文3ページのI-2-(1) 担い手の確保、経営力の向上において、関係機関・団体と連携した就農相談や農業法人等での雇用就農支援、雇用や酪農ヘルパー活動を通じた技術習得支援、畜産コンサルタントやサポートチームによる指導を行うことを盛り込んでいます。</p> <p>また、国事業を活用し、就農に向けて必要な技術等を習得する研修期間中の研修生に資金を交付する「就農準備資金」や、次世代を担う農業者となることを目指し、新たに経営を開始する者に資金を交付する「経営開始資金」を措置しています。</p>	C（趣旨同一）

番号	区 分	意 見	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
12	その他	<p>計画内容に賛同する。</p> <p>前計画と同様に、大規模化や法人化による経営安定は重要な目的であるものの、本県畜産業は小中規模経営体が大半を占めており、高齢化や外部環境の変化により速やかな移行は困難である。さらに、大規模化を進めた経営体においても、労働力不足や資材価格高騰、投資負担増により計画どおりの成果が得られず、経営の安定が難しい事例が多い。</p> <p>若年層など担い手の定着を図るため、作業の外部委託や共同化、ICT等の新技術活用による労働力の効率化を進めるとともに、設備投資には超長期資金を活用し、経営の安定化を支援することが必要である。加えて、担い手参入や地域連携の促進、技術指導、設備投資を含めた経営計画の進捗管理を行うためには、公的支援が不可欠である。</p> <p>経営の基本は「ヒト・モノ・カネ」の三要素であり、各畜種においてより踏み込んだ施策・計画が望まれる。</p>	<p>県では、畜産コンサルタントや県・農協等で組織するサポートチームによる経営能力や飼養管理技術の向上に向けた指導、畜舎等の施設整備や機械導入の支援を行っています。</p> <p>本計画は、本県における酪農及び肉用牛生産の振興を図るために必要な施策展開の指針として策定するものです。</p> <p>今後、いただいた御意見を踏まえて施策立案や事業構築に努めることで、計画の実効性を高め、県内畜産経営体の経営安定を図っていきます。</p>	D（参考）